

別府市監査委員告示第1号

監査結果について

地方自治法第199条第1項及び第2項の規定により監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

記

監査対象課

ONSENツーリズム部	温泉課
生活環境部	人権同和教育啓発課
建設部	建築住宅課
会計課	
教育委員会	学校教育課、別府商業高等学校
選挙管理委員会事務局	
農業委員会事務局	

平成28年 3月31日

別府市監査委員 惠 良 寧

同 萩 野 忠 好

同 高 森 克 史

# 監 査 報 告 書

## 1 監査の対象及び期間

ONSENツーリズム部温泉課

監査期間 平成27年4月9日から平成27年5月12日まで  
会計課

監査期間 平成27年9月14日から平成27年10月21日まで  
選挙管理委員会事務局

監査期間 平成27年9月14日から平成27年10月21日まで  
農業委員会事務局

監査期間 平成27年10月21日から平成27年12月8日まで  
教育委員会学校教育課

監査期間 平成27年10月21日から平成27年12月8日まで  
教育委員会別府商業高等学校

監査期間 平成27年12月8日から平成28年1月22日まで  
生活環境部人権同和教育啓発課

監査期間 平成27年12月8日から平成28年1月22日まで  
建設部建築住宅課

監査期間 平成28年1月22日から平成28年3月1日まで

## 2 監査を実施した委員

別府市監査委員 惠 良 寧

同 萩 野 忠 好

同 高 森 克 史

## 3 監査の方法

地方自治法第2条第14項及び第15項の規定に留意し、監査時までの事務事業の運営及び財務に関する事務が法令等に準拠し、適正かつ効率的に行われているかどうかについて、関係書類等を調査するとともに、必要に応じ関係職員から説明を聴取して行った。

なお、萩野忠好監査委員は平成27年5月18日就任につき、平成27年4月29日までの監査は山本一成前監査委員が実施した。

## 4 監査の結果

監査の結果、一部改善又は検討を要する事項は、次のとおりである。

## (温泉課関係)

### (1) 市営温泉入浴料収入について

ア 指定管理者との基本協定書及び別府市有温泉施設使用料収納事務委託契約書では、入浴料は原則として徴収した翌日に納めると規定されているが、数日経過して納められているものが見受けられた。

指定管理者に対し、協定書等に基づいて事務処理を行うよう指導されたい。

イ 地方自治法施行令第 158 条第 1 項の規定に基づく公金収納事務委託契約書において、受託者は、収納事務を担当する者の名簿を委託者に提出しなければならないと規定されているが、当該名簿の提出等がなされていないものが見受けられた。

受託者に対して、契約書に基づき適正に事務処理を行うよう指導されたい。

ウ 減免の決定等に係る事務手続において、使用料及び減免の額の算定がなされていないため、これらの額を明らかにされたい。

### (2) 使用料（歳入）について

ア 温泉施設使用料が納期限を数箇月経過した後に納付されているものが見受けられた。

納期限までに納付されているかを確認し、納付が遅れている場合は、申請者に対し連絡するなど速やかに対応されたい。

イ 別府市公有財産規則第 35 条第 6 号は、行政財産の使用許可として「市長が特に必要があると認めるとき」と規定し、別府市行政財産使用料減免規則第 2 条第 4 号は使用料の減免基準として「市長が特に必要があると認めるとき」と規定している。

上記の規定は、あくまで例外的な措置であるため、申請理由が真に「市長が特に必要があると認めるとき」に該当するか否かを慎重に判断した上で、使用許可及び減免の可否を決定されたい。

ウ 行政財産の使用許可及び減免決定に関し、申請書の文書收受日の誤り、減免決定通知書の記載事項の不備等が見受けられた。

別府市文書管理規程に基づき、適正な事務処理を行われたい。

### (3) 使用料及び賃借料について

契約書に添付する書類に不備があるもの等が見受けられたので、適正な事務処理を行われたい。

### (4) 委託料について

委託契約書の約款に定められた書類の提出がなされていないものや、文書の收受

印がないもの等事務手続が適正に行われていないものが見受けられた。

契約書に定められた契約条項及び別府市文書管理規程に基づき、適正な事務処理を行われたい。

#### (5) 市営温泉の管理について

指定管理者制度を導入したことによって公共サービスの質の向上が図られたかなど効果を検証し、指定管理者制度の効用をより発揮できるよう検討されたい。

#### (6) 泉源の管理体制について

温泉は、市民の生活に欠かせないだけでなく、別府観光の生命線であることに鑑み、泉源管理に係る技術職員の配置及び堀田温泉の泉源管理に係る後継者の育成を図るなど泉源の管理体制を再構築することを検討されたい。

#### (7) 工事の施工状況について

ア 施工計画書及び完成図書等は、おおむね良好に整備されていたが、社内の完成検査の日付の錯誤、機器の保証書や植木の枯れ保証書の添付漏れ等があったことから、適切に関係文書を管理されたい。

イ 設計数量と実施数量に一定の誤差が生じた場合は、設計変更を行われたい。なお、設計変更を行うか否かを判断する一定の基準及び内規等を作成されたい。

ウ 小規模工事の設計単価については、刊行物の単価及び市場調査を十分に行い、実状に沿った単価を採用するよう検討されたい。

エ 工期の設定をするに当たっては、手抜き工事や不良工事をなくし、優良建物の建設及び労働環境の改善等を図る観点から、公共建築協会の標準工期を遵守されたい。

#### (会計課関係)

##### (1) 収支報告について

会計管理者から指定金融機関へ返付する収支報告書（確認書）に公印の押印がないものや、送付を受けてから3週間以上経過して返付していたものが見受けられた。

収支報告書（確認書）の返付については、迅速かつ正確な事務に努められたい。

##### (2) 公金の管理及び運用について

ア 歳計現金の管理及び運用については、おおむね適正に実施されていたが、今以上に効率的な管理及び運用を図るためには、より精度の高い収支計画を作成し、それに基づく効率的な運用が求められる。

そのために、資金管理の重要性を各課等に周知し、収支予定の精度を上げるとと

もに、歳計現金のより効率的な運用に努められたい。

イ 基金の運用については、運用基準に基づいておおむね適正に実施されていた。

今後は、更に効率性を考慮し、他都市の運用状況も調査研究して、定期預金だけでなく、債券その他の金融商品による運用も検討されたい。

### (3) 源泉徴収事務の取扱いについて

源泉徴収事務については、各課等の担当者で取扱いに差が生じることのないように、パンフレット等の配付や簡易な取扱いの指針を作成するなどして、共通認識の形成に努められたい。

### (4) つり銭等資金の交付・返納等処理について

ア つり銭等資金返納通知書が、つり銭関係の簿冊に綴じられていなかった。適切に文書を管理されたい。

イ つり銭等資金交付申請及び請求書の申請理由の記載について、つり銭を扱う窓口が複数あるような課等については、窓口ごとの内容及び金額の内訳を記載するよう指導することが望ましい。

ウ 会計管理者が実施した各課等への公金取扱状況調査の回答内容からは、つり銭等保管簿で管理しているか否か判別できないものがあつた。回答内容を確認の上、不備と思われるものに対しては、適正に処理するよう各課等へ指導されたい。

### (5) 公金収納関連情報処理サービス等手数料の支払について

公金収納関連情報処理サービス等に係る手数料の支払に関する事務の処理状況を確認したところ、相手方からの請求行為の遅延、会計年度の所属区分の誤り、履行の未確認及び資金前渡の請求の不備が見受けられた。

支出命令審査権等を持つ立場であることを十分に認識し、契約の適正な履行を確保するとともに、支払事務を適正に行われたい。

### (6) 審査事務について

ア 別府市会計事務規則第 63 条の規定による審査状況を確認したところ、負担兼命令額及び支出負担行為の決裁日の誤り、請求日の漏れ及び支出負担行為に必要な書類の不備が見受けられた。

支出内容は複雑多岐にわたるため、その一つひとつについて支出負担行為等を整理することは困難であると思料するが、頻繁に支出する主な経費に関しては、実務に有効かつ具体的な審査マニュアルを作成するなどして、より一層、審査事務の適正性・効率性の向上に努められたい。

イ 「会計事務の手引書」が平成22年3月から一度も更新されていないことが認められた。

当該手引書は、職員が活用する財務会計事務のガイドブックとして発行されているものである。各課等の支払事務の適正執行は、会計課における審査事務の効率にも影響を与えるため、定期的に更新を行われたい。

#### (7) 分任出納員の任免について

ア 別府市会計事務規則第7条各項の規定により各課等から会計課へ提出される分任出納員事務引継書を確認したところ、提出年月日、職名及び委任事項の記載が漏れているもの並びに引継人及び引受人の所属が異動発令前となっているものが見受けられた。

各課等から分任出納員事務引継書の提出を受けた際には、内容を審査して不備等があれば再提出を指導されたい。

イ 市長が分任出納員の任免を行うに当たっては、別府市会計事務規則第5条第4項の規定により会計管理者の意見を聴くこととされているが、事務処理の状況を確認したところ、意見に関する決裁文書が見当たらなかった。

分任出納員は、現金の出納及び保管の事務を処理する者であることから、意見に関する意思決定過程を示す文書を適切に作成されたい。

ウ 分任出納員事務引継書と各課等の長からの内申を受けて分任出納員任免事務担当課が入力する任免者情報とを照合したところ、不一致が見受けられ、分任出納員の現員を把握していなかった。

分任出納員の任免権者は市長であるが、分任出納員が会計管理者の事務を補助させるために設置されていることを踏まえ、分任出納員任免事務担当課と情報を共有するなど連携して事務を処理するとともに、常に分任出納員の現員を把握されたい。

#### (8) コンビニエンスストア収納事務委託の検査について

地方自治法施行令第158条の2第3項の規定による検査が実施されていない。

コンビニエンスストア収納事務委託は、開始から1年を経過したばかりではあるが、収納事務の状況を把握する上においても、当該検査を実施されたい。

#### (選挙管理委員会事務局関係)

##### (1) 備品管理について

財務会計システムによる備品一覧と現物の照合ができないものが見受けられた。

別府市物品取扱規則に基づき廃棄等の所定の手続きにより備品の整理、管理をされたい。

## (2) 別府市長・市議会議員選挙執行について

委託料については、おおむね適正に事務処理されていたが、選挙ポスター掲示場の設置及び撤去の委託業務については、通常の保守管理が含まれていることから、事務の効率性・合理性などを勘案し、設置から撤去までの一括契約を検討されたい。

## (3) 別府市長・市議会議員選挙における選挙運動の公費負担について

選挙運動の公費負担に係る項目については、萩野忠好監査委員は、利害関係があるので、地方自治法第 199 条の 2 の規定により除斥した。

公費負担の事務手続に関し、候補者より提出された申請書類の記載内容等に不備が散見されたが、公費負担限度額を超えて支出しているものはなかった。

申請書類の記載内容等の確認を徹底し、適正な事務処理に努められたい。

また、別府市長選挙及び別府市議会議員選挙公費負担の手引に加え、候補者が公費負担制度を利用するに当たり疑義が生じやすい事項について Q & A 等を作成し、より適切で理解し易い説明に努められたい。

### (農業委員会事務局関係)

## (1) 農地転用許可等の権限移譲について

地方自治法第 252 条の 17 の 2 第 2 項の規定により大分県から協議があり、本市においては、平成 26 年 1 月 1 日から農業委員会が農地転用許可等の事務を処理しているが、委任規則等が整備されていなかった。

同法第 180 条の 2 の規定に基づき委任規則等を整備されたい。

## (2) 農地法第 3 条、第 4 条及び第 5 条の事務処理について

農業委員会事務局長あての照会文書に対する回答文書に別府市農業委員会規程に定めのない印を押印し発送していた。事務局長印を押印して文書を発送する必要がある場合は、同規程を整備されたい。

また、農地法第 5 条の届出に伴う添付書類で一時転用届に転用者の押印がないものや委任状に日付のないものが見受けられた。書類受領時の確認を徹底されたい。

## (3) 農業者年金事務について

農業委員会は、農業者年金基金から業務委託を受け、受給者の各種手続及び相談業務並びに農業者年金制度の周知及び加入促進活動を行っているが、農業者年金の新規加入者は平成 26 年度に 1 人となっている。

今後とも、農業委員とともに農業者年金制度の普及活動や新規加入の推進に努められたい。

#### (4) 物品管理について

- ア 財務会計システムによる備品一覧と現物の照合ができないものが見受けられた。  
別府市物品取扱規則に基づき適正に管理されたい。
  
- イ 郵便切手について、農業委員会備付の帳簿に残枚数が記載されているが、記載された残枚数より多くの枚数が残っていた。郵便切手は、金券であり換金性も高く、厳密な管理を行う必要があることから、別府市文書管理規程第34条第2号に規定する郵便切手・はがき受払補助簿により適正に管理されたい。

#### (学校教育課関係)

##### (1) 要保護及び準要保護児童生徒就学援助費について

- ア 修学旅行費に係る事務について確認したところ、要保護者からの申請に対し、援助の認定を経ずに就学援助費を支給していることが認められた。  
別府市学齢児童、生徒就学援助規則第6条の規定により適正に事務処理されたい。
  
- イ 就学援助に関しては課長専決しているが、別府市教育庁事務決裁規程別表第2に掲げられた事項に就学援助の項目は規定されていない。  
事務を処理するに当たっては、付与された権限の範囲を確認し、適切に決裁されたい。
  
- ウ 就学援助の適否を決定するとき、その他教育長が要保護者に準ずる程度に困窮し、就学援助が必要であると認める者については、『就学援助申請事由「7」に係る判定表』を用いているが、判定表の作成要領及び審査方法が明文化されていない。  
事務処理を合理的・客観的なものとするため、判定要領などの基準を整備することが望ましい。
  
- エ 就学援助費の支給金額は国の予算単価を用いているが、別府市学齢児童、生徒就学援助規則には援助の範囲が規定されているのみで支給金額の規定はなく、学用品費等を月割で支給する旨の規定もされていない。  
就学援助費の支給の透明性・公平性を高めるとともに、合理性を確保し、市民に対して説明責任を果たせるよう同規則を改正するなどして、支給金額の設定根拠等を明文化することが望ましい。

##### (2) 特別支援教育就学奨励費について

- ア 本市においては、就学奨励費を国庫補助の対象となる範囲で支給しているため、国庫補助金交付要綱や国が作成した資料を参考に事務を処理しており、就学奨励費の支給根拠となる例規等を整備していない。特に自家用車を使用した通学に要する交通費の算定方法は市独自のものであるが、内部事務処理基準が存在しない。



就学奨励費の支給は、市が実施主体である。支給の透明性・公平性・合理性を確保し、今後とも事務を適正に処理するためにも、市が就学奨励費を支給することに関し必要となる事項を定めた実施要綱等を制定することが望ましい。

イ 要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金の交付申請に係る事務については、課長専決しているが、市長部局以外の部局の長に対する事務の委任及び補助執行に関する規則第4条第4号の規定により教育参事の専決事項である。また、別府市予算事務規則第25条第2号の規定による財政担当部長への合議がなされていない。

事務を処理するに当たっては、付与された権限、連携や協議が必要な関係課を確認し、決裁や合議を適切に行われたい。

### (3) 委託料について

委託契約については、履行報告（完了報告）及び履行確認（検査）が契約書どおりに履行されていないものが見受けられた。実状に合わせた契約内容に変更することも検討し、適切な事務処理に努められたい。

また、役務の提供に関する契約は、消費税を課税すべき契約であるが、非課税契約としていた。消費税課税契約として取扱いされたい。

### (4) 旅費について

ア 旅費の執行状況において、不測の事態がなかったにもかかわらず、未執行のものが見受けられた。旅費の予算要求については真に必要なもののみとし、予算化されたものについては適正に執行されたい。

イ 旅行命令については、幼稚園新規採用教員研修、私用車の公用利用分及び外国語指導助手の決裁区分等について不備な点が見受けられた。

別府市教育庁事務決裁規程等に基づき適正な事務処理に努められたい。

### (5) 私立幼稚園就園奨励費補助金について

ア 途中退園者の補助金額に誤りが認められたため、別府市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱等に基づき適正に事務処理されたい。

また、途中退園者等の補助金額の積算根拠が不明なものが見受けられたため、各幼稚園へ積算根拠のわかる資料を添付するよう指導されたい。

イ 幼稚園就園奨励費補助金実績報告書は、交付すべき補助金の額を確定する根拠となるものであるが、額の確定作業を行っていないものが見受けられた。

別府市補助金等交付規則等関係規定に基づき、適正に事務処理されたい。

ウ 別府市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱に規定されている実績報告書の提出時期が、事務処理の流れから同要綱との整合性に欠けており、また、条文中の用語と各様式の利用で整合性に欠けるものが見受けられた。

同要綱の見直しも含め事務の改善を図られたい。

#### (6) 高等学校奨学金について

ア 奨学金を支払う際に、各学校に書面で在学確認を実施しているが、年度途中で転校した者については、電話での確認のみで、在学確認の書面を受領していないものが認められたため、書面で在学確認をされたい。

イ 別府市奨学金に関する条例第 13 条によると、学年末に成績証明書及び在学証明書を教育委員会に提出するよう規定されているが、未提出のものや評定の記載がないものが見受けられた。

提出された資料の内容を確認のうえ、不備があるものは再提出をさせ、未提出のものには提出を促すよう指導されたい。

ウ 奨学生の選定においては、関係規定等に基づき、公平性、妥当性、透明性等の確保に今後とも十分努めるとともに、各中学校に対し、奨学生の推薦における考え方や基準等について市内全中学校で認識を共有できるように、引き続き指導を行われたい。

#### (7) 大学奨学金について

ア 大学奨学金の返還は、別府市奨学金に関する条例第 10 条で「貸与が終了した翌年の 4 月から起算して 10 年以内」と規定されているが、簿冊の保存年限が 5 年となっている。保存年限等文書管理について見直しをされたい。

イ 別府市奨学金に関する条例施行規則第 7 条第 1 項によると、連帯保証人は、資産 48 万円以上を有し、別府市に在住する成年者と規定されているが、資産についての確認をしていなかった。

同規則等に基づき適正に処理されたい。

#### (8) 大学奨学金貸与金元金収入について

ア 別府市奨学金に関する条例施行規則第 8 条によると、返還の猶予又は免除を受けようとするときは、奨学金返還猶予願に返還が困難となった事実を証する書類等を添えて提出しなければならないと規定されているが、当該書類の添付がなかった。

同規則等に基づき適正に処理されたい。

イ 平成 22 年度の返還猶予分が、翌年度以降に収入未済金として繰越しされていなか

った。

別府市会計事務規則等に基づき適正に債権管理をされたい。

ウ 地方自治法施行令第 171 条の規定に基づく督促を行っていないかった。

履行期限までに納付のないときは督促を行わなければならない、書面による督促後、なお滞納となっている場合は、速やかに文書等による催告をすべきであり、また、納付誓約書や債務承認書の取得も行い、一層の債権回収の強化を図られたい。

(9) 幼稚園保育料の収納について

保育料の収納事務において分任出納員に任命されていない者が出納事務を行っていた。別府市会計事務規則に基づき適切に事務処理されたい。

また、督促や催告書の通知は行っていたが、上記大学奨学金貸与金元金収入と同様に一層の債権回収の強化を図られたい。

(10) 補導員謝礼金について

教員補導員が補導活動を欠席したため、同じ学校の教員が代わって補導活動を行ったが、欠席した教員補導員に誤って謝礼金を支出していた。

履行確認を確実に言い適正に事務処理されたい。

(11) 文書事務及び会計事務等について

今回の監査では、文書事務、会計事務等において不備な点が散見されたため、改めて点検を行い、事務改善されることを要望する。

(別府商業高等学校関係)

(1) 授業料収入について

納入通知書兼領収証書に納期限及び発送年月日が記載されていなかった。別府市立学校の設置及び管理に関する条例施行規則等に基づき適切に事務処理されたい。

また、高等学校等就学支援金の申請用紙には、学校が申請者から提出を受けた受付日を記載しなければならないが、記載されていないものが見受けられた。記載内容の確認を徹底されたい。

(2) 旅費について

ア 教職員の旅行命令の決裁区分については、県外及び 4 日以上の旅行命令は校長の専決事項から除かれているが、県外旅行等についても校長決裁としていた。

別府市教育庁事務決裁規程第 4 条第 2 項の規定に基づき適正に処理されたい。

イ 出張後の復命について、文書で復命を行っておらず、ほぼ口頭で復命をしていた。

別府市立高等学校管理規則等の規定に基づき、原則として文書で復命を行われた

い。

### (3) 備品管理について

平成 19 年度の定期監査において備品一覧と現物を合致させるように指摘をしていたが、備品一覧に掲載されているもの全ての把握はいまだにできていなかった。

別府商業高等学校閉校後、円滑に県への移管等が進むように、備品一覧と現物との照合、整理を早急に行い、移管及び移管後に向け万全の準備を講じられたい。

### (4) 学校評議員謝礼金について

ア 学校評議員の委嘱に関する事務を確認したところ、別府市立高等学校管理規則第 24 条第 2 項に規定する決裁を得ることなく選任していた。

事務を処理するに当たっては、同規則及び別府市教育委員会文書管理規程等に基づき適切に行われたい。

また、当該委嘱状に公印を押印しているが、公印使用簿に記載されていなかった。

公印の管理及び使用については、別府市教育委員会公印規則等に基づき、適正かつ厳正に行われたい。

イ 学校評議員に対し、別府市立高等学校学校評議員設置要綱第 6 条の規定により、学校評議員会への出席回数に応じて謝礼金を支給しているが、1 回当たりの支給金額の設定方法にやや合理性を欠いていた。

謝礼金の支給金額を決定するに当たっては、合理的な基準を設けられたい。

ウ 学校評議員へ謝礼金を支払う際に行う源泉徴収事務について確認したところ、源泉徴収税額の計算に誤りが認められた。

源泉徴収に係る事務を適正に行われたい。

### (5) 委託料について

ア 学校施設管理補助業務の委託契約について事務の処理状況を確認したところ、別府市契約事務規則第 35 条第 2 項の規定による手続を踏んでおらず、同規則第 36 条の規定による予定価格調書を作成していなかった。

契約を締結するに当たっては、法令等に基づき手続を適正に行われたい。

イ 委託料の予算を執行しようとするときは、別府市予算事務規則第 16 条第 2 項に規定する執行伺による決裁を受けられたい。

ウ 予定価格の決定及び契約締結伺の決裁を受けるときは、市長事務部局以外の部局の長に対する事務の委任及び補助執行に関する規則第 4 条第 4 号及び第 5 条第 1 項の規定により行われたい。

## (6) 負担金補助及び交付金について

ア 申請者に交付すべき補助指令書が、別府商業高等学校で管理する簿冊に綴られていた。

別府市補助金等交付規則第6条の規定に基づき適切に事務処理されたい。

イ 事業実績報告書を受理したときの事務の処理状況を確認したところ、文書の収受がなされておらず、また、補助金の額を確定する起案がなされていなかった。

別府市教育委員会文書管理規程及び別府市補助金等交付規則に基づき、事務を適正に行われたい。

ウ 各種大会出場費補助金について、平成26年度の別府市立別府商業高等学校体育文化振興会の決算書を確認したところ、繰越金の額が補助金の額を超えていることが認められた。今後、本補助金を交付するに当たっては、当該団体の活動状況や別府商業高等学校が平成28年度をもって閉校することも踏まえ、適切な予算執行に努められたい。

エ 補助金を交付するに当たっては、別府市補助金等交付規則に基づき事務を行うことはもとより、別府市補助金等交付指針に適合していることを確認されたい。

## (7) 精算事務について

概算払を受けた者又は資金前渡職員は、旅行を終了したとき等は、7日以内に精算をする必要があるが、精算をしていないものが散見された。

別府市会計事務規則第53条及び第56条の規定に基づき適正に処理されたい。

## (8) 工事の施工状況について

関係書類及び工事写真を確認したところ、おおむね適正に処理されていたが、工事発注においては単発的に発注するのではなく、年間の発注計画を立て、計画的に発注されたい。

### (人権同和教育啓発課関係)

#### (1) 報償費について

ア 各種講座の講師等に対し、謝礼金を支給しているが、支給金額の設定方法にやや合理性を欠いていた。

謝礼金の支給金額を決定するに当たっては、合理的な基準を設けられたい。

イ 差別をなくす市民の集いに手話通訳者を設置しているが、障害福祉担当課の実施する手話通訳派遣事業が活用されていなかった。

事務を処理するに当たっては、関係課と調整のうえ、経済的・効率的な執行に努められたい。

## (2) 委託料について

市民意識調査業務及び人権啓発センター清掃業務の委託契約については、一者見積りによる随意契約で処理しているが、契約を締結するに当たっては、契約の公正を確保し、経済的有利性が得られるよう、法令等に基づき手続を適正に行われたい。

また、委託料の予算を執行しようとするときは、別府市予算事務規則第 16 条第 2 項に規定する執行伺による決裁を受けられたい。

## (3) 負担金補助及び交付金について

ア 補助金等交付申請書について文書收受の処理をしていないものや、事業実績報告書を受領した後に、補助金の額を確定する起案をしていないものが見受けられた。

別府市文書管理規程及び別府市補助金等交付規則に基づき事務を適正に行われたい。

イ 補助金を交付するに当たっては、別府市補助金等交付規則に基づき事務を行うことはもとより、別府市補助金等交付指針に適合していることを確認されたい。

ウ 別府市人権問題啓発推進協議会が行う事業は、その事業費の全額が補助金で賄われていることから、予算を計上するに当たっては、補助金としてではなく行政経費として計上することを検討されたい。

## (建築住宅課関係)

### (1) 物件移転補償費について

移転補償費の積算に係る見積書の徴取については、移転対象者に行わせていたが、市が行うべきである。

また、移転補償費の算定については、公共用地の取得に伴う損失補償基準細則によると「動産移転料は標準的な一般貨物自動車の運賃により算定する」と規定されていることから当該算定方法での補償も検討されたい。

### (2) 住宅新築資金等貸付金について

住宅新築資金貸付金は、平成 13 年度の償還を最後に現在まで償還がなされていない状況が続いており、適切な債権管理が実施されてきたとは言いがたい。

しかしながら、当該貸付金制度の歴史的・社会的背景や最後に貸付を行った昭和 53 年 9 月から既に 37 年が経過し、債務者の状況も大きく変化しているなど、回収は困難であることも推測できる。

今後は、国、県の補助事業である償還推進助成事業の積極的活用が図れるよう一

層努力するとともに、これと並行して、先進他都市の事例等も調査研究し、適切な債権管理に努められることを要望する。

更に、当該貸付金に限らず、私債権の取扱いを全庁体制で協議し、権利放棄等の規定を含んだ債権管理条例の制定についても検討されたい。

### (3) 市営住宅使用料について

ア 調定は、歳入の徴収に関する市の内部意思決定行為であるため、納入金額、納入義務者等を決定するときに行うものであるが、市営住宅使用料の調定については、納入の通知をした後に行っていた。調定は、適切な時期に行われたい。

イ 市営住宅使用料の減免に関する事務の処理状況について確認したところ、減免期間の誤り、市営住宅家賃減免取消通知書の未通知、電子公印の使用において別府市公印規則第12条第3項に規定する管理がなされていないもの等が見受けられた。

市営住宅使用料を減免するに当たっては、関係法令等に基づき事務を適正に処理されたい。

ウ 市営住宅使用料を長期に滞納する者への対応については、近年、即決和解の成立により、未納分の分割納付や当月分の納期限内納付がなされるようになってきているが、和解条項が履行されていない者も見受けられるため、状況に応じて適切な措置を講じられたい。

### (4) 市営住宅土地使用料について

ア 行政財産の目的外使用の許可に関する事務の処理状況について確認したところ、決裁区分及び使用料算出方法の誤り、行政財産使用許可書の記載の不備等が見受けられた。

行政財産の使用を許可するに当たっては、関係法令等に基づき事務を適正に処理されたい。

イ 行政財産の使用料の減免に関する事務の処理状況について確認したところ、減免決定において合理的な理由が示されていないものや行政財産使用料減免決定通知書の記載の不備等が見受けられた。

行政財産の使用料を減免するに当たっては、関係法令等に基づき事務を適正に処理されたい。

ウ 事業者が入居者へ光ケーブル利用の高速インターネットを提供するとき、また、入居者が防犯カメラ及び可動式倉庫を設置するとき、行政財産の目的外使用を許可し、使用料を免除している。

入居者とその自らの市営住宅における生活の利便性を向上させる一環として必要

な工作物を設置するときは、別府市営住宅の設置及び管理に関する条例第 28 条等関係規定を改正するなどして、承認を行うことも検討されたい。

エ 行政財産の土地を給水管や堅固な建物等の敷地として、毎年度、使用期間を更新することにより実質的に長期に使用させているが、行政財産の目的外使用の許可は一時的な使用を前提とした制度であるため、安易な使用許可は慎むとともに、長期的に使用させる場合は貸付制度の利用も検討されたい。

#### (5) 市営住宅駐車場について

行政財産の目的外使用の期間を更新するに当たり、別府市公有財産規則第 38 条の規定による手続きがほとんどの管理組合で行われていなかった。同規則に基づき適切に事務処理されたい。

今後は、市が所有者として市営住宅の駐車スペースの使用状況を正確に把握し、使用率の低い駐車スペースについては、周辺住民へ賃貸する等の策を講じることが望まれる。

#### (6) 松原市営住宅の店舗について

松原市営住宅の店舗について、使用者と店舗賃貸借契約を締結するとともに、同日付で使用者に市営店舗使用決定書を送付していた。契約とは、2 人以上の相対立する意思表示の合致によって成立する法律行為であり、許可とは、行政庁の意思表示によって成立する法律的行政行為であるので、両者が同時に成立することはない。

また、契約書に印紙税法に規定する収入印紙が貼付されておらず、使用面積が増加したことに伴う別府市営店舗の設置及び管理に関する条例の規定による敷金を追加徴収していなかった。法令等の規定に基づき適切に事務処理されたい。

#### (7) 委託料について

ア 予定価格調書の様式に不備が見受けられた。

別府市契約事務規則に基づき適正に事務処理されたい。

イ 工事に係るものを除く 10 万円超えの委託料の予算を執行するときに、執行伺がないものが見受けられた。

別府市予算事務規則第 16 条の規定に基づき適正な事務処理に努められたい。

ウ 一の業務として契約すべき業務を分割して発注しているものが見受けられた。特に合理的な理由がない場合は一括発注されたい。

エ 10 万円以下の随意契約において、見積業者に若干の固定化が見受けられた。実績による効率性や一定の品質の確保は期待できるが、公正な契約を実現するた



めに、発注方法等を再度検討されたい。

**(8) 工事の施工状況について**

**ア** 20万円以下の工事で、同一の業者、場所及び時期の工事を分割して発注しているものが見受けられた。

上記委託料と同様に、特に合理的な理由がない場合は一括発注されたい。

**イ** 同一建物の改修工事において複数の工事を同時期に発注し、仮設の足場等を兼用して経費の削減に努めている。今後も関連工事においては、工事内容等により発注時期、方法等を考慮して経費縮減に努められたい。

**ウ** 設計段階の創意工夫やコスト縮減については一定の評価はできるが、作成された計画、設計案の段階で、違う角度からの見直しや検討を行い、最適な計画、設計に限りなく近づけるよう努力されたい。

**エ** 長寿命化計画による改修工事を実施するに当たっては、限られた財源や人材で創意工夫を凝らし、職員一人ひとりの技術的資質を高め、判断力・調整力を養うことが必要である。そのためにも、経験豊かな職員の持つ技術力の継承や更なる職員の技術力の向上を望む。